

(別添2-1)

学 則

①商号又は名称	一般社団法人CREDO
②研修事業の名称	一般社団法人CREDO CREDO介護福祉学院 同行援護従業者養成研修
③研修の種類	「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第538号)に基づく同行援護従業者養成研修
④研修課程	一般課程・応用課程 (実施する課程に○)
⑤事業者指定番号	82
⑥開講の目的	福祉業界において、障がい福祉サービス従事者の確保や育成は急務である。同行援護従事者としてスキルアップを目指す従業者に対し、同行援護従業者養成研修を行い、福祉人材の資質向上を図る。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	講義・演習とも 大阪府枚方市楠葉並木一丁目27番1号 サンルートビル2階 CREDO介護福祉学院
⑧講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表(別添2-2)を参照
⑨使用テキスト	同行援護従業者養成研修テキスト(中央法規出版) 2,400円(税込)
⑩受講資格	同行援護従業者養成研修を学びたいとの意欲があり、指定された日時の講義及び演習に全て出席可能な16歳以上の方。ただし、応用課程は一般課程修了者とする。
⑪広告の方法	チラシ、ダイレクトメール及び当法人のホームページ等で行う。
⑫情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 URL https://gakuin.kaigo-credo.com
⑬受講手続き及び本人確認の方法(応募者多数の場合の対応方法を含む)	受講希望者には、講座受講の案内、直近の研修カリキュラム、申込書等を送付し、受講手続きを行う。 なお、本人確認については、受講申込時に本人確認書類(免許証、保険証、住民票、パスポート等)として当法人が定めた書類等を提出することにより行う。応募者多数の場合には、当法人が実施する次回開講講座を優先的に受講できるものとする。 なお、応用課程のみ受講を申し込む者は、一般課程の修了証明書(あるいは大阪府が同等と認める研修の修了証)により受講資格の確認を行う。
⑭受講料及び受講料 支払方法	一般課程及び応用課程 35,820円(テキスト代、消費税含む) 一般課程のみ 26,600円(テキスト代、消費税含む) 応用課程のみ 15,600円(テキスト代、消費税含む) 当法人が実施する介護・福祉に関する従業者養成研修修了者及び講座申込時に当法人と雇用契約を締結している職員(雇用形態は問わない)は、受講料を5,500円(税込)割り引くものとする。 申込書に必要事項を記入し、受講希望者からの入金により受講手続きの完了と

	<p>する。受講料等は指定期日までに当法人指定口座へ振り込むものとする。 なお、演習時の交通費、宿泊費、外食代は上記受講料には含まない。</p>
⑮解約条件及び返金の有無	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講者都合による解約 10 日前まで：受講希望者指定の銀行口座へ全額返金する（振込手数料は受講希望者負担） 10 日前から前日まで：返金しないが、当法人が開講する次回講座の受講料への充当が可能。 当日：返金しない。 2. 当法人都合により研修を休止した場合は、全額返金（振込手数料は当法人負担）もしくは当法人が実施する次回講座への受講料等へ充当する。 3. 本学則⑳「その他必要な事項」に記載した迷惑行為等があり、当法人が指導を行っても改善される見込みがない場合、返金しない。
⑯受講者の個人情報の取扱い	<p>個人情報保護規程策定の有無 (有)・無)</p> <p>個人情報に関する法律及びその他の関係法令を遵守し、適正な取扱いに努め、受講者から取得した個人情報に関しては、当法人が実施する講座に関する連絡・案内や運営において必要な範囲で使用する。法令に基づき開示または提出を命じられた場合を除き、第三者に開示等はしない。なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
⑰研修修了の認定方法	<p>当該課程のカリキュラムに全日程出席し、かつ、当法人がその修了を認定した者に対し、修了証明書を交付する。</p> <p>研修の修了年限：3 ヶ月</p>
⑱補講の方法及び取扱い	<p>補講を含め、開講日より 3 ヶ月以内に修了すること。</p> <p>補講は、次のいずれかの方法で実施することを原則とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で行う方法。 個別対応補講費用：1 時間あたり 2,200 円（税込） 2. 当法人が開催する別の研修の講義・演習で再受講する方法 次回講座への振替は無料とする。ただし、振替は原則 1 回とする。 3. レポート提出（1 科目につき 1,200 字以上）で出席とみなす方法。 障がい者の人権を除く講義科目のうち、上限 3 科目までとする。 提出されたレポートの評価が、合格基準に達していること。 レポート提出における対応費用：無料。 <p>※「障がい者の人権」については、レポート提出や個別補講等を行わないため、当該科目を欠席した場合は、修了することはできない。</p>
⑲課程免除の取扱い	<p>次に掲げる研修を修了した者が当該研修を受講する場合、一般課程の受講を免除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 2 年度から平成 8 年度まで大阪府が実施したガイドヘルパー養成研修 2. ガイドヘルパー養成研修（視覚障がい者課程） 3. 視覚障がい者移動介護従業者養成研修 4. 視覚障がい者外出介護従業者養成研修 5. 大阪府移動支援従業者養成研修（視覚障がい課程）

	6. 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修 ただし、いずれも受講料の減免措置はない。
⑳受講中の事故等についての対応	受講中に生じた事故については、当法人にて応急処置等を行う。 保障に関しては損害賠償保険の保険限度内にて補償。
㉑研修責任者名、所属名及び役職	氏名：今岡 望 所属：一般社団法人CREDO 役職：代表理事
㉒課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：今岡 望 所属：CREDO介護福祉学院 役職：学校長
㉓苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：今岡 望 所属：CREDO介護福祉学院 役職：学校長 連絡先：0120-928-909 (072-845-5455)
㉔研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：笹谷 美礼 所属：CREDO介護福祉学院 連絡先：072-845-5455
㉕修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。証明書交付に係る費用：5,500円（送料・税込）
㉖その他必要な事項	1. 遅参の取扱い やむを得ず遅刻する場合は、理由を付して速やかに当法人に届け出ること。研修開始後15分以内に出席が確認できなかった場合は欠席扱いとする。その際、本学則⑱「補講の方法及び取扱い」に基づき、補講を受けなければならない。 2. 退校処分 of 取扱い 受講者の申し出より認める。また、以下の迷惑行為等があり、当法人が指導しても改善される見込みがない場合は、退校処分を行うことがある。 (1) 講義中に大声を出す、また他の受講生、講師、職員に対して暴言や誹謗中傷行為 (2) 私語や講義に関係のない質問をする等して講義を妨害する (3) 講師や事務局の指示に従わず、円滑な研修の運営を妨げる (4) 他の受講生、講師、職員につきまとう行為、メール、LINE、電話等での度重なる非常識な連絡 (5) 他の受講生、講師、職員に対して人権侵害（暴行、脅迫、虐待、セクハラ、その他類似行為） (6) 当学院の教室、備品、教材等を故意に破損した場合 (7) 課題の提出期限を守らない場合。また、講義、演習において知識・技術が著しく不足しており研修修了が困難と判断された場合 (8) 事前連絡をせず授業の遅刻・欠席の繰り返した場合

	<p>(9) 免除科目となる資格証の提出が期限を過ぎた場合。または不正に入手、改ざんされたものを提出した場合</p> <p>(10) その他、他人に迷惑となる行為</p> <p>退校処分に係る返金条件については、本学則⑮「解約条件及び返金の有無」に準じる。</p>
--	--